

（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正）

第四条 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
一 五 (略)	一 五 (略)	一 五 (略)	一 五 (略)
五の二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法	五の二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法	五の二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法	五の二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)	イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ 指定地域密着型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（地域密着型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	ハ 指定地域密着型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（地域密着型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	ハ 指定地域密着型介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（地域密着型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	ハ 指定地域密着型介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（地域密着型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
六 (略)	六 (略)	六 (略)	六 (略)
七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに小規模多機能型居宅介護費の算定方法	七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに小規模多機能型居宅介護費の算定方法	七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに小規模多機能型居宅介護費の算定方法	七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに小規模多機能型居宅介護費の算定方法
イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
八 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	八 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	八 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	八 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準
九 施行規則第百三十二条の五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められていない部分の七十を乗じて得た単位数を	九 施行規則第百三十二条の五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められていない部分の七十を乗じて得た単位数を	九 施行規則第百三十二条の五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められていない部分の七十を乗じて得た単位数を	九 施行規則第百三十二条の五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められていない部分の七十を乗じて得た単位数を
十 厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法	十 厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法	十 厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法	十 厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法

る登録定員を超えること（指定地域密着型サービス基準第八十二条第二項に規定する場合を除く。）。

用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

八一十（略）

八一十（略）

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の数の基準	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法
施行規則第二百三十二条の八の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている登録定員を超えること（指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する指定地域密着型サービス基準第八十二条第二項に規定する場合を除く。）。	付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定にする基準の例により算定する。

口（略）

口（略）

二十一 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法  
イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつ

る登録定員を超えること。

用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

八一十（略）

八一十（略）

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法
施行規則第二百三十二条の八の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている登録定員を超えること（指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する指定地域密着型サービス基準第八十二条第二項に規定する場合を除く。）。	付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定にする基準の例により算定する。

口（略）

口（略）

二十一 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法  
イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつ

ては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防の算定方法
施行規則第百四十条の二十五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えること(指定地域密着型介護予防サービスによる場合を除く。)。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
二十二 (略)	二十二 (略)
二十三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所型サービス費の算定方法	施行規則第百四十条の二十五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えること。
イ 第一号通所事業の月平均の利用者の数(指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、第一号通所事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、第一号通所事業の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所型サービス費の算定方法
施行規則第百四十条の六十三条の五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定めら定する厚生労働大臣が定める基	介護保険法施行規則第百四十条の六十三条の二第一項第一号に規

ては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防の算定方法
施行規則第百四十条の二十五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えること。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
二十二 (新設)	二十二 (略)
二十三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所型サービス費の算定方法	施行規則第百四十条の二十五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えること。

れでいる利用定員を超えること。

準（令和三年厚生労働省告示第  
七十二号）別表単位数表の所定

単位数に百分の七十を乗じて得  
た単位数を用いて、同告示の例

により算定する。

□ 通所型サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が次  
表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所型サ  
ービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定す  
る。

厚生労働大臣が定める看護職 員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所型サ ービス費の算定方法
介護保険法施行規則等の一部 を改正する省令（平成二十七 年厚生労働省令第四号）第五 条の規定による改正前の指定 介護予防サービス等基準第九 十七条に定める員数を置いて いないこと。	介護保険法施行規則第百四十 条の六十三の二第一項第一号に規 定する厚生労働大臣が定める基 準別表単位数表の所定単位数に 百分の七十を乗じて得た単位数 を用いて、同告示の例により算 定する。